

東金プ健発第120号
令和6年11月22日

事業主殿

東京都金属プレス工業健康保険組合
理事長 嶋村 誠
(公印省略)

健康保険被保険者証廃止による届出用紙変更について

時下、益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

平素より、当健康保険組合の事業運営につきまして格段のご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和6年12月2日より健康保険被保険者証の発行が廃止となります。

今後は、マイナ保険証または資格確認書（マイナンバーカードの未取得・マイナ保険証の未登録者等）での受診となることに伴い、当健康保険組合への資格取得届および被扶養者異動届等、各種届書を下記のとおり新設ならびに新規届書へ変更いたします。現在、被保険者証を所持されている方は、令和7年12月1日まで継続して使用できます。

なお、現行の「健康保険被保険者証」交付につきましては、令和6年11月29日（金）までに当健康保険組合にて受付した不備や記入漏れ等がない申請までとなります。

記

1. 「資格取得届」「被扶養者（異動）届」等の新設ならびに新規届書について

（1）「資格確認書発行要否欄」の新設

- ・「資格取得届」
- ・「被扶養者（異動）届」
- ・「健康保険任意継続被保険者資格取得申請書」

（2）「資格確認書発行要否欄」「資格確認書発行理由欄」の新設

- ・「氏名変更（訂正）届」
- ・「生年月日訂正届」

（3）新規届書

- ・「資格確認書（再）交付申請書」
- ・「資格情報のお知らせ再交付申請書」
- ・「資格確認書（被保険者証）滅失届」
- ・「資格情報のお知らせ滅失届」
- ・「健康保険資格確認書（被保険者証）回収不能届」
- ・「マイナンバーカードの健康保険証利用登録の解除申請書」

2. 留 意 事 項

- 「**資格確認書発行要否欄**」につきましては、マイナンバーカードの未取得・マイナ保険証の未登録者は「資格確認書」での受診となりますので□に✓を付してください。

また、「氏名変更（訂正）届」「生年月日訂正届」を提出される場合は、届書内の「**資格確認書発行理由欄**」の該当番号を○で囲んでください。

ただし、当面の間は、□に✓を付していない場合であっても全員に「**資格確認書**」を発行いたします。

- 「**資格情報のお知らせ**」につきましては、マイナンバー登録の完了連絡として該当者分を翌月以降に各事業所に送付いたします。

- 資格取得届および被扶養者異動届等にて**加入手続きされる際には、届書に必ずマイナンバーを記入してください。**

マイナンバーが未記入の場合、「オンライン資格確認等システム」への資格情報の登録ができないためマイナ保険証での受診できません。

- 令和6年12月2日以降、当健康保険組合到着分届出は新様式をご使用くださいますようお願いいたします。

ホームページは令和6年11月29日（金）より新様式となります。

また、新様式の「資格取得届」「被扶養者（異動）届」を同封いたしますのでご確認ください。

- ※ 給付関係の届出に関しましても、一部様式の変更がございます。

ホームページは令和6年11月29日（金）より新様式となります。

ご不明な点がございましたら当健康保険組合業務課までお問合せください。